

公表事項

命令に従わなかった事業代表者	山田 翔加
命令に従わなかった事業者住所	神戸市中央区
禁止行為に係る店舗の名称	BAR Heaven
禁止行為に係る店舗の所在地	神戸市中央区北長狭通1-20-2
公表の原因となる事実	上記違反者は、禁止地区において客引き行為をさせたことにより、令和7年2月13日、客引き行為等の防止に関する条例第9条第3項による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年2月20日、神戸市中央区北長狭通1-8-3先において、同所の通行人に対し、営業関係者をして客引き行為を行わせたもの。